

携帯・スマホなどのトラブルから 子どもたちを守りましょう！

本年5月、県内高校生がインターネットや携帯電話に関係した事件に巻き込まれ、命を奪われる痛ましい事件が発生しました。近年、この種の問題が多発しています。**どんな問題が起きているか**

いじめを受けていた生徒の個人情報やインターネットの掲示板などに掲載され、生徒が自殺するという命に関わる問題も発生しています。町内でも無料通話アプリを見守り生徒が不適切に利用し、人間関係をこじらせたり、問題行動につながったりするケースがあるようです。

学校で取り組んでいること

県では、犯罪の危険性から児童生徒を守るために、小・中・高等学校などでは家庭と連携して、次のことを徹底するように取り組みが行われています。

- ①出会い系サイトなどを絶対に利用しない
- ②インターネット上で知り合った人と絶対に会わない
- ③氏名、住所、写真などの個人情報をインターネット上に載せたり、メールなどで送信しない
- ④知らない人に友達を紹介しない
- ⑤他者を中傷または侮辱するような情報を載せない
- ⑥トラブルに巻き込まれた、またはその可能性がある場合は、保護者や先生に相談する

わたしたちにできること

先に挙げた6つのことは「親子間」や「友だち間」のルールを決めることが大切です。一度インターネット上に流された情報は、長期にわたって深刻な人権侵害を引き起こす可能性があります。

わたしたち一人一人が、情報モラルと情報リテラシー（理解・活用）を家庭や地域で話題にしながら、子どもが被害者や加害者にならないように見守っていきましょう。

益城町教育委員会

益城町の事故・事件の発生状況

事故・犯罪区分	発生状況(件)			
	町内		御船署管内	
	8月中	累計	8月中	累計
人身事故	14	81	30	176
物損事故	74	528	203	1370
空き巣	3	10	5	15
自販機狙い	0	0	0	1
万引き	0	3	3	24
オートバイ盗	0	1	1	4
自転車盗	1	2	5	22
車上狙い	0	9	5	33

件数は平成26年8月末現在

問い合わせ先

役場総務課防災係 ☎町役場/☎221・224
御船警察署・御船地区防犯協会連合会
☎282-1110 内線261～264

当事者間の合意により契約を解除できます。契約によっては、最初から一定条件で契約を解除できることを取り決めていた場合もあります。

契約による合意内容が事業者によってきちんと適時・適切に履行されない場合、消費者は債務不履行を理由に契約を解除、併せて損害賠償を請求できます。契約の目的物に欠陥があり、それによって契約目的が達成できない時も解除が可能です。

(国民生活センター発行「くらしの豆知識」より)

問い合わせ先

役場住民生活課(上益城広域消費生活相談室)
☎町役場/☎111・112

の水路となり、長い年月の間に次第に道路は凹地となり両側は雑草生い茂る畑の土手になり、そのため実用の幅は約2、3mのものだったでしょう。昭和30年代までは益城町の幹線農道もそうでしたから、まして明治初期は尚更と思われれます。今の舗装道路の生活感覚では想像もできない荒れた自然道でした。

通称木山街道(往還)は砂取・健軍・砂土原・金峰山隠しから右に、府内古閑(村外れ)には街道沿いに「右すなとり、左ぬやまづ」の道標石が残りその先に猫伏石があります。この道標石は熊日出版の「熊本の街道と峠」にも紹介されており、江戸期の木山街道を証明する唯一の貴重な遺物です)を東進し猫伏石・広安小学校前・馬水・安永権現社、右折して木山町中に入ります。ただ、木山の町中は宝永元(1704)年の古絵図には道幅四間(約8m)とあります。現在の県道熊本高森線は明治35年熊本陸軍大演習のため34年に新造されたもので、昭和40年代まで木山四つ角には道標識の石柱がありました。

益城町文化財を訪ねる会
会長 松野國策